

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

a l i c の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

a l i c 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

TPP11 協定等の発効以来、新たな国際環境の下、我が国の農畜産業は、持続的発展に向けてその体質強化と成長産業化を進めることが喫緊の課題となっています。こうした中で、a l i c の実施する牛・豚マルキン制度の国内生産者向けの経営安定対策や乳製品の輸入売買、野菜の価格安定制度、砂糖の価格調整制度などの需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国の農畜産業の競争力強化策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すとともに、近年多発する自然災害や動物疾病等に係る緊急対策を迅速かつ的確に実施することが求められています。このため、a l i c は、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施するとともに、業務の執行状況を見ながら必要に応じ体制を見直すなど対応に遺漏がないよう取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の輸出可能性等に関連する情報を収集し、生産者・消費者を含め広く提供する業務の重要性も一段と高まっています。このため、新たに中国に人材を派遣するなど海外における情報収集体制を強化しました。令和5年度から国内外の関係者との対面による情報交換や現地調査を本格的に再開していますが、引き続き、これまで蓄積した

様々なツールやパイプを活用するとともに、可能な限りニーズに即した内外の情報収集とSNSも活用した幅広い情報提供に努めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

a l i c は、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第5期（令和5年度～令和9年度）中期計画、令和5年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、令和5年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要		令和5年度計画の概要		令和5年度の業務実績の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務					
（1）経営安定対策					
◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から35業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付）	- 販売確認申出書の提出期限から、全て35業務日以内に交付（4万2,969件） - 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、可能な対策として災害救助法が適用された石川県内で飼養された登録肉用牛を対象に生産者負担金の納付期限の延長措置を即時対応。また、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付猶予措置等を実施 - 本年度は全ての月において平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金交付の実績なし - 令和6年能登半島地震による被災生産者への支援対策として、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付期限の延長措置等を実施			
◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付）				
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付）	- 指定協会からの交付申請書の受理後、全て14業務日以内に交付金等を交付（321件） - 第2四半期に、21年ぶりに黒毛和種に対する肉用子牛生産者補給金が発動			

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇	畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第2の6参照（P.17）
（2）緊急対策			
◇	緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）	・ 和牛肉の新規需要開拓の取組を支援する事業や令和6年能登半島地震において被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定
2 畜産（酪農・乳業）関係業務			
（1）経営安定対策			
◇	加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	・ 交付対象事業者からの交付申請の受理後、全て18業務日以内に交付（133件）
◇	畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成） 【重要度：高】	◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成）	・ 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、事業実施主体からの概算払請求の受理後、14業務日以内に補助金を交付（9件）
◇	畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第2の6参照（P.17）
（2）需給調整・価格安定対策			
◇	指定乳製品等の輸入・売買	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 ◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施	・ 国から通知のあった数量（13万7,202トン）について、全量を輸入入札 ・ 四半期毎に農林水産省畜産局長へ届け出る売渡し計画に基づき、バター、ホエイ等の売渡入札を実施（2万343トン） ・ 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰
◇	指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸	◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し	

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し)		(輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し)	貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった
(3) 緊急対策			
◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18 業務日以内に事業実施要綱の制定) 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18 業務日以内に事業実施要綱の制定)		飼料価格の高騰、需給緩和等により収益性が悪化している酪農経営や、生乳及び乳製品の需給ギャップ解消に取り組む民間事業者等を支援する緊急対策事業や、令和6 年能登半島地震において被災した酪農経営の経営再開のための取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定(7 事業)
3 野菜関係業務			
(1) 経営安定対策			
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)【重要度：高】	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)	登録出荷団体等からの交付申請の受理後、全て11 業務日以内に交付(1,221 件)
◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から20 業務日以内)【重要度：高】	◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から20 業務日以内)	◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から20 業務日以内)	登録出荷団体等からの交付申請書の受理後、全て21 業務日以内に交付金等を交付(179 件)
◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)【重要度：高】	◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)	◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付(交付申請受理日から11 業務日以内)	都道府県野菜価格安定法人からの交付申請書の受理後、全て11 業務日以内に助成金を交付(1,221 件)
◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ セーフティネット対策の適切な対応	- 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知 - 同時利用の特例について、令和5 年11 月に農林水産省が、新たな方針を公表したことによる状況を踏まえ、野菜価格安定対策事業にお

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	ける交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限を昨年より長く延長することとし、当該期限延長のため業務方法書実施細則の一部改正 契約野菜収入確保モデル事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web方式）を実施
（２）需給調整・価格安定対策 ◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	- 緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)において、事業内容を周知 「やさしいレポート」について、これまで公表していた8品目に加え、加工・業務用需要が高く、輸入量の多いねぎを加え情報発信を強化 「野菜ブック」について、内容を更新し機構ホームページで公開することにより情報発信を図るとともに、新たに製本版の有償販売を令和6年1月から開始
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
（１）経営安定対策		
◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】 ◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】 ◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制	◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） ◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） ◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制	- 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（200件） - 対象国内産糖製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（181件） - ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象と

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る ◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】 ◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】		度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る ◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） ◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	して価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性を生産地等において情報発信 ・ 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（75件） ・ 対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（65件）
(2) 需給調整・価格安定対策			
◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）		◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	・ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第18回食育推進全国大会」や「第62回農林水産祭実りのフェスティバル」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を実施 ・ 砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図るため、機構職員が講師となつて出前講座を実施し、高校生を対象とした講義や、栄養学を専攻する大学生に対して、精糖工業会とタイアップして実験を追加して実施 ・ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表 ・ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表
◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）		◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表）	
5 情報収集提供業務			

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 情報収集の確実な実施	◇ 情報検討委員会における意見等を踏まえた調査テーマの重点化 ◇ 海外における情報収集体制の整備	- 情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供 - 委員会での議論を、令和6年度の計画にこれまで以上に反映できる環境を整えるため、従来第4四半期に実施していた委員会を第3四半期に実施 - 米国及び台湾、豪州における関係機関（米国食肉輸出連合会、財団法人（台湾）中央畜産会、豪州食肉家畜生産者事業団）との定期会合により情報収集を着実に行うとともに、コロナにより中断していた関係機関との人材交流（英国農業園芸開発委員会からの研修生の受け入れ）を再開 - 利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集について、新たに一般財団法人日中経済協会の北京事務所へ人材を派遣し、同国における情報収集体制を整備。従来から関係のあった内蒙古財形大学等の学術機関も加え、中国肉類協会との関係構築を図るための調整を現地（北京）で実施
◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	- 需給等関連情報1,214件の全てを情報収集から8業務日以内に公表 - 情報利用者等から187件の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応
◇ 情報提供の効果測定（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中4.0以上の評価）	◇ 情報提供の効果測定（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中4.0以上の評価）	全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で4.2

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
価) ◇ ホームページでの情報提供の充実等	価) ◇ ホームページでの情報提供の充実等	価) ◇ ホームページでの情報提供の充実等	の評価(回答1,141件) ・ アンケート調査結果等を令和5年度特集号テーマへ反映 ・ 冊子以外の読者を獲得するため、メルマガ登録の二次元コードを情報誌に追加
6 TPP等政策大綱への対応			
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 業務運営の効率化による経費の削減			
◇ 業務経費の削減(対前年度比1%減)	◇ 業務経費の削減(対前年度比1%減)	◇ 業務経費(附帯事務費)予算額は、対前年度比の毎年度平均は1.0%を抑制	・ 業務経費(附帯事務費)予算額は、対前年度比の毎年度平均は1.0%を抑制
◇ 一般管理費の削減(対前年度比3%減)	◇ 一般管理費の削減(対前年度比3%減)	◇ 一般管理費の削減(対前年度比3%減)	・ 一般管理費(人件費等を除く。)予算額は、対前年度比の毎年度平均は3.0%を抑制
2 役職員の給与水準の検証			
3 調達の合理化			
4 業務執行の改善			
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価	◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価	・ 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づく四半期毎のヒアリングにおいて、工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施
	◇ 令和4年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価	◇ 令和4年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価	・ 令和5年6月に外部有識者・専門家からなる機構評価委員会を開催し、令和4年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施
	◇ 点検・評価結果の業務運営への反映	◇ 点検・評価結果の業務運営への反映	・ 業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項は特になし
5 機能的で効率的な組織体制の整備			
6 補助事業の効率化等			
◇ 公募による事業実施主体の選定	◇ 公募による事業実施主体の選定	◇ 公募による事業実施主体の選定	・ 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 事業説明、現地確認調査等の実施	◇ 事業説明、現地確認調査等の実施	に係る畜産業振興事業（10事業）及び令和5年度当初予算に係る野菜農業振興事業（2事業）について、事業実施主体の選定に当たっては公募を実施 - 畜産部門では、畜産業振興事業において、必要のあった新規・拡充事業（13事業）について、事業実施主体に対する事業説明会（41回）及び現地確認調査（2回）を実施。なお、継続事業についても同様の説明会（13回）及び現地確認調査（36回）を実施 - 野菜部門では、野菜農業振興事業における拡充事業（1事業）について、事業実施主体に対する説明会等（15回）を実施
◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	畜産業振興事業における施設整備事業について、それぞれ評価基準を満たしていたものを採択（費用対効果分析 1件、コスト分析 40件）
◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、事業実施主体からの申請後、10業務日以内で実施（畜産分野 830件、野菜分野 104件、特産分野 47件、計 981件）
◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し	◇ 補助事業の達成状況の自己評価 ◇ 第三者機関による事業の審査・評価	「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を実施 - 令和5年7月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を実施

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
	◇ 必要に応じた業務の見直し	委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項は特になし
7 デジタル化の推進による業務の効率化		
◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進	◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進	- 令和5年度から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)等を活用した業務手続きのオンライン化として肉豚交付金交付業務システムの申請受付を開始したことに加え、申請書類の簡素化を実施しシステムに実装 - 生乳取引数量等確認事務支援システム(MPS)について、オンライン化し、システム利用者の範囲を乳業工場担当者まで拡充することで都道府県への報告を電子化するなど利用者の利便性を高め、オンライン化が完了している砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについては、更にクラウドによるバックアップ環境を構築し、運用を開始 - タブレット端末を利用した完全ペーパーレス会議を令和5年度から実施。機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等の外部有識者が参画する会議に加え、機構内部で実施する、幹部会、役員会、四半期ヒアリング、内部統制委員会、随意契約等審査委員会等も順次ペーパーレス化 - グループウェア(Garoon)を用いた機構内部の申請手続きを新たに4件追加したほか、理事長のリーダーシップの下、DXアイディアコンクールを8月に実施し、内部管理のデジタル化(Microsoft365の機能開放及び知識習得

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備		◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	のセミナーを実施し、グループウェア(Garoon)のシングルサインオン)を年度内に実現
◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備		◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル庁大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	- 令和5年4月1日付でPMOを設置し、4月19日にPJMO(担当者)説明会を開催し円滑にPMO業務を開始 - 各業務システムの課題に対する対処方法を明らかにした課題管理表を機構内のグループウェア(SharePoint)で共有する等行ったほか、各業務システムが抱える技術的な課題に対する支援及び助言を、合計69件実施
9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制			
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画			
1 財務運営の適正化			
2 資金の管理及び運用			
第4 短期借入金の限度額			
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする			
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする			
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする			
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付			
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付			
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
第7 余剰金の使途			
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 ガバナンスの強化			
◇ 内部統制の充実・強化	◇ 内部統制委員会の開催	・ 令和5年5月に内部統制委員会を開催し、令	

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
	◇ 役員会の開催 ◇ 幹部会の開催 ◇ 内部監査の実施 ◇ リスク管理の取組の実施	和4年度のモニタリング結果等の点検を実施 行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動 憲章周知週間を設け、ポスター掲示及び認識 等に関するアンケートを実施 ・ 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業 務運営等に関する重要事項について、理事長 の意思決定を補佐するため、役員会を開催(14 回) ・ 原則毎週、幹部会を開催し、組織として取り組 むべき課題の把握・共有等を行い、その内容に ついて職員に周知 ・ 創立20周年に当たり、理事長のリーダーシッ プにより立ち上げた編纂チームの下、20周年 誌を作成して機構内イントラネットに掲示す るとともに、座談会を開催し、それぞれの概要 をホームページで公表 ・ 4年ぶりに対面による創立記念行事等を再開 し、理事長から役員員に対し訓示 ・ 内部監査年度計画に基づき、対象とした4部 署の所掌業務、法人文書の管理、個人情報等の 管理及び情報セキュリティ対策の実施状況に ついて、内部監査を実施 ・ 令和5年9月にリスク管理委員会を開催し、 各部におけるリスク管理の実施状況等につい て審議 ・ リスク管理の形骸化防止のため、令和5年11 月～12月に職員(1等級を除く。)を対象とし て、リスクに対する察知力を高めること及び

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
☆ コンプライアンスの推進	☆ 個人情報保護対策の実施 ☆ コンプライアンスの推進	担当業務のリスクに関する意識を高めることを目的に動画視聴等による研修を実施 - 個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省)に職員20名を参加させ、また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を実施 - 令和5年11月～12月にコンプライアンスに関する認識度調査を実施して、個人情報漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認 - 令和6年2月～3月に、個人情報保護管理担当者(各課長)を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施 - コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、研修及び認識度調査、「コンプライアンス推進週間」(5月、10月)における各種取組を実施 - コンプライアンス推進相談窓口の適切な運営のほか、内部相談窓口の利用拡大に向けた新たな取組として令和5年10月から2回「なんでも相談デー」を実施 - 令和6年2月にコンプライアンス委員会を開催し、令和5年度のコンプライアンス推進実績等を報告。また、令和6年度の推進計画について審議の上、策定
2	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	
3	情報公開の推進	
◇	情報開示及び照会事項への対応(原則翌業務)	◇ 情報開示及び照会事項への対応(原則翌業務)
		・ 情報提供した事項に対する照会については全

中期計画の概要		令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 日以内に対応) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	◇ 日以内に対応) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	◇ 日以内に対応) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	・ 翌営業日以内に対応（1件） 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和5年9月末までにホームページで公表
			・ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和5年9月末までにホームページで公表
			・ 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページで公表
基金管理基準に基づき、対象基金の名称、基金額等の基本的事項等を令和5年10月にホームページで公表			
4 消費者等への広報			
◇ ホームページ等での情報提供の推進	◇ ホームページの「消費者コーナー」の充実等による消費者等への分かりやすい情報提供の推進		・ でん粉制度の周知・浸透のための動画3本（「でん粉ができるまで」等）をYouTube（alicチャンネル）及び消費者コーナーで公開
			・ 広報誌については、読みやすさを優先し、縦書きを横書きに変更してWebでの掲載及び電子ブックでの発行に取り組んだ他、幅広くに消費者に受け入れられる紙面を充実させるため、若手職員からなる広報推進連絡員とのミーティングを開始
			・ SNS について、Facebook に加えて令和5年度より Instagram も開始し、農畜産業や機構業務への理解を深め、機構の認知度を向上する

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	ため、幅広い層に向けて積極的に発信。また、産地や生産現場に関する情報を、地方事務所を活用して積極的に発信 ・ アンケート調査の集計結果は5段階評価で4.4 ・ 消費者等との意見交換会について、現地開催を4年ぶりに再開し、指定野菜や機構が実施する野菜価格安定制度について、消費者等の理解促進を図るため、JA いるま野管内のさといも産地を訪問し関係者との意見交換等を実施 ・ alic セミナーを4回開催し、YouTube (alic チャンネル) の他、会場参加型 (対面型) を3年ぶりに再開し、消費者等への情報提供 ・ イベント出展について、「第18回食育推進全国大会」及び「第62回農林水産祭りのフェスティバル」のほか、「ファーマーズ&キッズフェスタ」に初参加し消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらいとともに、農畜産物の正しい知識を啓発
5 情報セキュリティ対策の向上		
◇ 情報セキュリティ対策の改善	◇ 情報セキュリティ対策の改善	・ 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メーリング訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。 点検結果に基づき各部の改善結果の評価

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
		ら得られた共通的な留意点については、次年度の自己点検計画に反映。 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施。 ③ 情報セキュリティ対策、ITリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知 等 ・ 情報セキュリティ委員会での審議を経て、令和6年度情報セキュリティ対策推進計画を策定
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に關する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

a l i c の主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

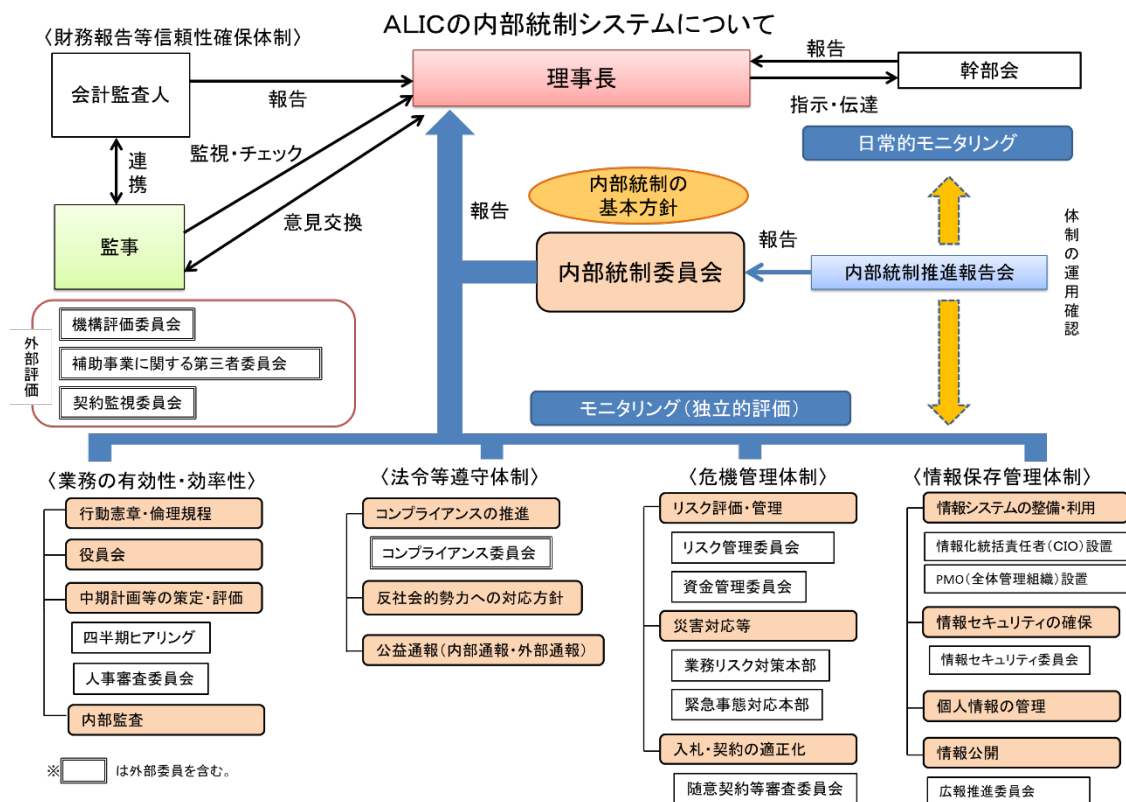
② ガバナンス体制図

平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど a l i c の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、a l i c 独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際しての P D C A サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。 <https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和6年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	あもう たかし 天羽 隆	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日		昭和61年4月 農林水産省入省 令和3年7月 林野庁長官 令和4年6月 農林水産省退職
副理事長	せじま ひろこ 瀬島 浩子	令和5年10月1日 ～ 令和9年9月30日	機構業務の全般・ 業務監査室担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成31年4月 農畜産業振興機構参与(調査情報部) 令和元年9月 農畜産業振興機構退職 令和元年10月 農畜産業振興機構総括理事
総括理事	もりた けんじ 森田 健児	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	地方事務所関係業 務の総括・総務部・ 経理部・企画調整 部担当	平成2年4月 農林水産省入省 令和3年7月 農林水産省大臣官房付 令和3年9月 農林水産省退職(役員出向) 令和3年10月 農畜産業振興機構理事

総括理事	しんのう まさゆき 新納 正之	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年4月 農林水産省東北農政局地方参事官 令和5年7月 農林水産省畜産局畜産振興課付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
理 事	ふじの てつや 藤野 哲也	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	調査情報部担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成30年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和3年9月 農畜産業振興機構退職 令和3年10月 農畜産業振興機構理事
理 事	ふじしま ひろやす 藤島 博康	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産経営対策部・畜産振興部担当	昭和61年4月 畜産振興事業団入団 令和3年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和5年9月 農畜産業振興機構退職
理 事	つがわ たかひさ 津川 貴久	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	野菜業務部・野菜振興部担当	昭和62年4月 外務省入省 令和5年9月 外務省大臣官房 令和5年9月 外務省退職（役員出向）
理 事	とくだ けいし 得田 啓史	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	特産調整部・特産業務部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年6月 復興庁岩手復興局長 令和5年6月 農林水産省大臣官房付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
監 事 (常勤)	もりやま いくお 守山 郁雄	令和4年4月1日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和59年4月 住友商事（株）入社 令和2年6月 住友商事（株）国内担当役員付 令和4年3月 住友商事（株）退職
監 事 (常勤)	わたなべ まさかず 渡邊 雅一	令和5年6月22日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和62年4月 明治乳業（株）入社 令和4年6月 明治飼糧（株）常務取締役 令和5年6月 （株）明治退職

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は19百万円（税込）です。

なお、当事業年度の当法人の非監査業務に基づく報酬については該当ありません。

（3）職員の状況

令和5年度末の常勤職員数は227人（前期末225人）であり、平均年齢は42.1歳（前期末41.7歳）となっています。このうち、国からの出向者は14人です。

（4）重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当ありません。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和5年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和5年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において818百万円、野菜勘定において7百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務及びこれらに附帯する業務に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

また、野菜勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和5年度の法人単位の収入決算額は316,254百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	3,142	1.0%
国庫補助金	7,000	2.2%
その他の政府交付金	96,793	30.6%
業務収入	55,823	17.7%
その他の収入（運用収入 他）	153,495	48.5%

合計	316,254	100%
----	---------	------

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入 20,179 百万円、指定糖調整金・異性化糖調整金・加糖調製品調整金収入 26,773 百万円、でん粉価格調整事業収入 8,870 百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO 協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量(カレント・アクセス)の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、指定糖・異性化糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入 294 百万円のほか、畜産勘定における資金より受入 78,828 百万円、砂糖勘定における借入金 63,919 百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画(平成28年度～令和12年度)」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、「クールビズ」の励行をはじめとして政府の夏季及び冬季の省エネルギーの取組に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

a l i c は、国民生活上重要な農畜産物を対象に、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

このため、事業ごとに業務システムを整備し、迅速かつ正確な業務の執行を可能とす

る体制を整え、これらの業務を機動的かつ効率的に実施しています。加えて、キャリアパス等の設定、女性管理職の育成、シニア層の職員の活用等を規定した人事管理・人材育成に関する指針を定め、人的資本の確保・強化に取り組んでいます。

令和5年度においてはこれらの取組を継続するとともに、業務のデジタル化の更なる進展に適切に対応できるような人材の育成に取り組みました。また、更なる女性職員の能力向上・活用を図るとともに、法人価値の向上及び優秀な人材確保に資するため、「えるぼし認定」（女性活躍推進）を3月に取得したところです。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、PDCAサイクルに基づくリスク管理を行っています。

令和5年度では、リスク管理の実効性向上のため、リスク意識向上に関する動画視聴等による研修を実施することにより、職員に対するリスク管理の重要性の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスクマネジメントのプロセス図

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

デジタル社会の実現に向けた取組が一層加速し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が強く求められる中、令和5年度は、法人文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの本格運用を開始、a l i c業務に係る一部の手続等をオンライン化し、関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図りました。

また、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理を推進するため、令和5年4月1日にPMOを設置してPJMOの支援を開始しました。

なお、情報セキュリティ対策については、外部ファイアーウォールの運用、メールセキュリティ対策ソフトの強化や、役職員を対象とした研修、標的型メール訓練等を実施するなどハード・ソフトの両面からの取組を継続しています。

第5期中期目標には、業務運営の効率化として業務手続きのオンライン化や内部管理のデジタル化等を推進するほか、情報システムの整備及び管理について、適切に対応するための体制整備を行い、情報セキュリティ対策やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等による体制の強化を図ること

とされています。このほか、人材の育成については、研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の活躍推進に係る取組についても明記されています。これらの目標については、中期計画及び年度計画に基づき、着実に取り組むことが必要と考えています。

図 2

○リスクマネジメントのプロセス

